

温泉小委員会の設置について

平成16年10月12日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、温泉小委員会を置く。
- 2 温泉小委員会は、温泉事業者による表示のあり方など温泉に関する喫緊の課題等の検討を行う。
- 3 温泉小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

温泉小委員会の運営方針について

平成16年10月12日
自然環境部会長決定

平成18年11月17日
一部改正（部会長決定）

1 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3 会議録

(1) 会議録の作成、配付

会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。

会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

会議録は、小委員会に属する委員等に配付するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開することができる。

小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。

公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。